

学習用コンピュータの持ち帰りについてのQ&A(2022年1月更新版)

光市教育委員会

Q1. 学習用コンピュータをどのような場面で持ち帰るのですか。

A1. 新型コロナウイルス感染症や自然災害等による学校の臨時休業等の緊急時に、授業支援アプリやドリルアプリ、会議用アプリ等を組み合わせることで、これまでは実施することが難しかった学習に取り組み、学びを継続させるためのツールとして活用します。

Q2. 持ち帰りの場合、学習用コンピュータの充電は学校ではなく家庭でするのでしょうか？

A2. ご家庭に持ち帰った場合は、ご家庭での充電をお願いします。

Q3. 家庭で新たにインターネットを契約する必要がありますか？

A3. 新たに契約する必要はありません。臨時休業等の緊急時に持ち帰った場合、ご家庭でオンラインでの学習をすすめていくこととなりますが、小学2年生以上の学習用コンピュータは、NTT Docomo のサービスによってLTE でインターネットに接続できます。小学1年生の学習用コンピュータは、Wi-Fi 接続が必要なものがありますが、ご家庭のWi-Fi環境を確認しながら対応します。LTE の端末も、通信量に制限があるため、Wi-Fi環境があるご家庭については、Wi-Fi接続にご協力をお願いします。

Q4. 子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、「SNS」を使って犯罪に巻き込まれたりしないかが心配ですが、その対策はどうなっていますか？(更新)

A4. 市でWEBフィルタリングサービスを導入しています。不適切なサイトや SNS へのアクセスを制限しています。家庭のWi-Fi に接続しても同じ制限がかかるようになっています。有害情報のデータは常に更新されており、児童生徒が可能な限り有害な情報を閲覧できないようになっていますが、安全で安心なインターネット利用に向けて、ご家庭におきましても御協力をお願いします。

・導入している製品情報(ISGC アシスト) : (<https://www.alsi.co.jp/security/isgc/>)

Q5. 長時間の使用や、学習に関係の無いアプリの使用が心配です。(新)

A5. 健康面の影響を鑑み、その他のアプリやインターネットは、20時から朝の8時までにはインターネットに接続できないよう設定していますが、家庭でも利用する頻度の高い、学習支援アプリ・NHKの教育動画サイト・ドリルアプリの3つについては例外的に利用が可能です。またカメラアプリなど、インターネットを利用しないアプリは利用できるようになっています。

Q6. 持ち帰るための専用ケースはありますか？

A6. 市教委では用意しません。外部からの衝撃にある程度耐えられるケースをつけていますが、破損等のないよう、丁寧に取り扱いいただきますようお願いいたします。

Q7. 学習用コンピュータを個人的な旅行に持って行ってもよいですか？

A7. 個人的な旅行への持ち出しは認められません。

Q8. 学習用コンピュータを壊してしまった場合の学習活動はどうなりますか？

A8. 予備機で対応しますので、学習活動に支障はありません。

Q9. 学習用コンピュータを壊してしまった場合の費用負担はどうなりますか？

A9. 通常使用の範囲であれば、修理費用は市が負担します。ただし、「故意」又は「重大な過失」による場合は、児童生徒(保護者)負担になることがあります。

Q10. 紛失、盗難にあった場合にはどうすればよいですか？

A10. 紛失・盗難にあった場合は、すぐに学校へ報告してください。遺失物届や盗難届を警察に提出していただき、証明書をとるなどの手続きが必要です。学校の指示に従ってください。なお、「故意」又は「重大な過失」による場合は、児童生徒(保護者)負担により原状回復していただくことがあります。

Q11. 学習用コンピュータは家族が使用してもよいですか？

A11. 学習用コンピュータは、児童生徒が学習活動に使用するために貸与するものであり、児童生徒本人以外は使用できません。